

労働組合賃金政策の効果

美濃口 時次郎

労働組合の賃金政策が如何なる効果を生ずることになるかを明らかにするためには、労働組合の賃金引上げの努力または賃金引下げ阻止の努力が如何なる条件の下において成功することになるか、また労働組合の賃金引上げの努力が成功して貨幣賃金を実際に引上げられることになった場合にそれが如何なる条件の下において実質賃金を高くする効果を生ずることになるかを明らかにしなくてはならない。

労働組合の賃金引上げの要求について団体交渉が行なわれる場合に雇主と労働組合との間に合意が成立することにならなかった場合に労働組合がその賃金引上げの目的を達成するために用いる——勿論ただ一つのではな

いが——もつとも主要な手段がストライキによって労働組合員の雇主に対する労働の供給を停止することであることは言うまでもない。けれども労働組合はストライキによって必ずしも常にその目的を達成することになるとは限っていない。というのは労働組合がストライキによってその目的を達成することになるかどうかが多くは条件に依存しているからである。

労働組合がストライキによってその目的を充分に達成することになるかどうかは、まず第一に、充分に長い期間にわたって困窮に陥ることなしに生活することができのに足りるだけの生活資金を組合員のすべてに支給することができるだけのストライキ資金をそれが前もって用意しているかどうかによって依存している。

ストライキが労働組合員のすべてが同時にかれらの労

(1) 労働組合賃金政策の効果

働の供給を停止することによって雇主に損害を与えてそれによって雇主が労働組合の要求を受諾せざるを得ないようにすることを目的に行なわれることはたしかに疑うことのできない事実である。けれどもそれと同時に実際にはストライキが雇主にとってはさもなくば得られると思われ利益がそれによって得られないことにならざることを意味しているにすぎないのに対して、労働者にとってはさもなくば得られると思われる賃金がそれによって得られないことになることを意味していることもまた同様に疑うことのできない事実である。ところがストライキ期間中労働者が他の企業で働くことができるかまたはその他の方法で所得を充分に得ることができてもしくはかれら自身が長い期間にわたって無所得になっても困窮に陥ることなしに生活することができただけの多額の貯蓄を持っているような例外的場合を措けば、労働者は通例ストライキのために賃金所得をまったく得ることができないことになる、すくなくとも長い期間にわたっては生活することがまったくできないことになる。かまたはとにかく困窮に陥ることなしには生活して行くことができないことになる。そこで労働組合が前もって

充分に大きいストライキ資金を用意して置いてストライキ期間中組合員のすべてにすくなくともかれらが困窮に陥ることなしに生活することができるとに足りるだけの生活資金を支給するのではないと、とくにストライキが長い期間続く場合には、組合員の生活が非常に困難になるかまたはまったくできないことになるために、ついには多数のストライキ破りが現われることになってストライキを統行することができないことになってストライキがその目的を達成することができないことになる。ところがそれに反して労働組合が充分に長い期間にわたって組合員のすべてにかれらが困窮に陥ることなしに生活することができるとに足りるだけの大きいストライキ資金を前もって用意している場合には、ただストライキが長い期間続いた場合にもすくなくとも生活が困難になるかまたはできないことになることにもつづいてはストライキ破りが現われることにならないだけで、またその上にすでにかかる大きいストライキ資金を持っていて、場合によるとストライキを行なわなくても雇主が労働組合の要求を受諾することになることさえあり得る。

(3) 労働組合賃金政策の効果

労働組合がストライキによってその目的を達成することになるかどうかは、また第二に、ストライキの行なわれる当該の企業または産業が好況であるかまたは不況であるかにも大きく依存している。

というのは今述べたように、ストライキによって労働者の受けることになる損害がさもなくば得られれると思われる賃金がそれによって得られないことになることであるのに対して、雇主がストライキによって受けることになる損害がさもなくば得ることになると思われる利益がそれによって得られないことになることであるので、このストライキのために雇主が得られないことになる利益の大きさがストライキの雇主に加える圧迫の強さを決定することになることは言うまでもないが、ところがこのストライキのために雇主が得られないことになる利益の大きさは言うまでもなく好況の時に大きくて不況の時に小さいからである。

ストライキの行なわれている当該の企業または産業が不況であるためにその生産物の在庫量が非常に大きくなっている場合には、すくなくともその在庫量がまったくなくなってしまうまでの間は雇主はこのさもなくば

得られるべき利益がストライキのために得られないことになることにもとづいて生ずることになる損害を受けることにはならない。却って雇主はそれによって生産が行なわれないことになるために在庫量の一層増加することを防止することができることになるだけではなくて、また在庫量がそれによって次第により、すくなくなるためにすくなくともその在庫品を保有するために要する費用がそれにつれてより、すくなくなることによって利益を得ることになる。その上に不況のためにさもなくば低落することになると思われる価格がストライキによって在庫量がすくなくなることになるとするために低落することにならないで、場合によるとそのためには供給が不足することになって生産物の価格が却って高くなるという利益を得ることになることさえあり得る。この場合にはすくなくとも在庫品がまったくなくなってしまうまでの間は、ストライキの行なわれる期間がより、長いほど雇主がそれだけより、多くの損害ではなくて利益を得ることになるのに反して、賃金の得られないことになることにもとづく労働者の生活の困窮がそれだけより、大きくなるので、労働組合がストライキによってその目的を達成す

ることが著しく困難であることになることは言うまでもない。ところがそれに反して当該の企業または産業が非常に好況であるために在庫品がまったくなくなってしまうだけではなくてその生産量の増加がその生産物に対する需要の増加に及ばないような場合には、ストライキによって雇主の得られないことになる利益が非常に大きいことになるので、労働組合がストライキによって雇主に加える圧迫の強さが非常に大きくなってただ労働組合がストライキによってもっとも容易くその目的を達成することができることになるだけではない。またその上の場合によるとストライキを行なう脅威を雇主に与えるだけでストライキをまったく行なわなくとも労働組合が十分にその目的を達成することができることになることさえあり得る。

労働組合がストライキによってその目的を達成することになるかどうかは、さらに第三に、ストライキの行なわれている企業または産業の生産物またはサーヴィスに独占性があるかまたはないかにも大きく依存している。

その生産物またはサーヴィスに独占性のない企業ま

たは産業の場合には、ストライキによって賃金率が上げられてそのために生産費がそれに応じて高くなることになる、労働の生産性を高くしてそれにもとづく生産費の低下によって賃金の引上げられたことにもとづく生産費の増加分を相殺することができるのでない、その限りにおいてそのために当該の企業または産業に実際に損失が生ずることになるので、労働組合の賃金率上げの要求を受諾することに対する雇主の抵抗がきわめて強いことになるのに反して、その生産物またはサーヴィスに独占性があるためにそれらのものの価格を高くしてもそれらのものに対する需要が減少することにならない企業または産業の場合には、ストライキによって賃金率が高くされてもそれにもとづく生産費の増加分をその生産物またはサーヴィスの価格に転嫁することができるために当該の企業または産業には実際に損失が生ずることにはならないので、労働組合の賃金率上げの要求を雇主がもっとも容易く受諾することになることは言うまでもない。そこでその生産物またはサーヴィスに独占性のある企業または産業においてその生産物またはサーヴィスに独占性のない企業または産業におけるよりも

(5) 労働組合賃金政策の効果

ストライキによって労働組合がその賃金引上げの目的を達成することがはるかに、容易しいことは明かである。

労働組合がストライキによってその目的を達成することになるかどうかは、さらに第四に、労働組合の組織の仕方にも大きく依存している。

労働組合がストライキによってその目的を達成することができるとはストライキの行なわれる当該の企業または産業の労働者のすべてが単一の労働組合に組織されていないことが必要である。というのは当該の企業または産業の労働者のすべてが単一の労働組合に組織されていないとストライキの時に多数のストライキ破りが現われることになってそのために労働組合がその目的を達成することができないことになるからである。

労働組合がこの目的を達成するためにこれまでに行なってきた方法は、かれが労働組合に加入しているかまたはいないかに拘わらず労働者をたれでも当該の企業に雇用することのできるいわゆる「オープン・ショップ制」を排除して、いわゆる「ユニオン・ショップ制」の協定を雇主との間で協定して、雇主は労働者をかれが労働組

合に加入していてもまたはいなくても雇い入れることができるが、しかしかれが雇い入れられた時には必ずかれの雇用されている企業の労働組合に加入してその組合員にならなくてはならないことにすると同時に、かれが当該の労働組合に加入した後にも労働組合から除名された場合には雇主がその除名された労働者を解雇しなくてはならないことにするか、またはいわゆる「クローズド・ショップ制」の協定を雇主との間に締結して、雇主がその協定を締結している労働組合にすでに加入している労働者だけしか雇い入れることができないことにすると同時に、「ユニオン・ショップ制」の場合と同様にかれが当該の労働組合から除名された場合には雇主が必ずその除名された労働者を解雇しなくてはならないことにすることによって、当該の企業に雇用されている労働者のすべてを当該の労働組合に加入させることである。

「オープン・ショップ制」の場合には同一の企業の労働者の中に当該の企業の労働組合に加入している組合員と当該の企業の労働組合に加入していない非組合員とがあることになるので、当該の企業の労働組合がストライキを行なう場合に必ずしも当該の企業に雇用されている

労働者のすべてがそれに参加することになるとは限っていない。このことが労働組合がストライキによってその目的を達成することにとって甚だしく不利であることは言うまでもない。ところがそれに反して「ユニオン・ショップ制」と「クローズド・ショップ制」との場合には、どちらの場合にも当該の企業に雇用されている労働者のすべてが当該の企業の労働組合に加入してこれらの組合員になっているために、当該の労働組合がストライキを行なう場合にはとにかく当該の企業に雇用されている労働者のすべてがそれに参加することになるか、またはすくなくとも「オープン・ショップ制」の場合よりも当該の企業に雇用されている労働者がより多くそれに参加することになると思われるので、これらの両制度が労働組合がストライキによってその目的を達成することにとって「オープン・ショップ制」の場合よりもはるかにより有利であることは明らかである。

けれどもストライキの時の労働者の団結の強さの上に加ぼす効果の大きさについては「ユニオン・ショップ制」と「クローズド・ショップ制」との間に大きい差異がある。「ユニオン・ショップ制」の場合には労働組合にな

お加入していない労働者が当該の企業に雇い入れられた時に初めてしかも当該の労働者の意思に拘わらず強制的に当該の企業の労働組合に加入させられることになってるので、労働組合員の必ずしもすべてがかれらにとって労働組合の必要であることまたは利益になることをすくなくとも充分には理解しているとは限っていないと思われる。ところが「クローズド・ショップ制」の場合には当該の企業と「クローズド・ショップ制」の協約を締結している労働組合にすでに加入してその組合員になっている労働者だけしか企業が雇い入れることができないうことになっているので、労働組合員のすべてが労働組合の必要であることまたは利益になることを充分に理解して自発的に当該の労働組合に加入してると思われる。このために「クローズド・ショップ制」の場合に「ユニオン・ショップ制」の場合よりも労働組合員の組合員意識がより強くストライキの時の団結力がより強いと考えられることは言うまでもない。

ところがこの「クローズド・ショップ制」は勿論が団におけるように労働組合が産業別にはなくては企業別に組織されている場合には行なうことができない。とい

(7) 労働組合賃金政策の効果

うのは「クローズド・ツヨップ制」が行なわれるためには労働者が当該の企業に雇入れられる以前にすでに当該の企業と「クローズド・シヨップ制」の協定を締結している当該の労働組合に加入してその組合員になっていなくてはならないのに、労働組合が企業別に組織されている場合には労働者が当該の企業に雇入れられる以前には当該の企業の労働組合に加入してその組合員になることができないからである。労働者が当該の企業と「クローズド・シヨップ制」の協定を締結している労働組合にかれが当該の企業に雇入れられる以前に加入してその組合員になっていない場合には言うまでもなく就業者も失業者も含めて労働者が個々の企業と関係なしに産業別に組織されていなくてはならない。そこでストライキの時の労働者の団結の強さは労働組合が企業別に組織されている場合よりもそれが産業別に組織されている場合により大きいということになる。

その上に労働組合が産業別に組織されている場合にはそれが企業別に組織されている場合と異なって、労働者がただ当該の企業に雇入れられる以前にすでに当該の労働組合員になっているだけではなくて、またかれが当

該の企業から解雇されるかまたは退職した後にも当該の企業に雇用されていた期間中と同様に当該の労働組合の組合員であるので、場合によると——このことは労働組合が企業別に組織されている場合にはできないことであるが——かれが当該の企業から解雇されて失業している間労働組合がかれに失業手当を支給していることもしばしばある。このためにただ労働者の労働組合員としての意識が労働組合が企業別に組織されている場合よりもそれが産業別に組織されている場合により強いだけではなくて、またその上にそれが産業別に組織されている場合にはそれが企業別に組織されている場合と異って当該の産業別労働組合に加入している同一産業の他の企業の労働組合員との間に同一の労働組合の組合員としての強い連帯意識が生ずることになることは言うまでもない。そこでストライキの時の労働者の団結の強さがただ単一の企業で行なわれる場合だけではなくて、とくにストライキが一産業の多数のまたはすべての企業で行なわれる場合に労働組合が企業別に組織されている場合よりもそれが産業別に組織されている場合により大きいということになる。

労働組合がストライキによってその目的を達成することになるかどうかは、なお最後に、労働組合と政党との間の関係がどのようになっていくかにも依存している。

労働組合と政党との関係については、労働組合が組合として政党に結びついていて組合員の個人としての政党支持の自由を認めないで特定の政党を支持することを直接または間接に強要する場合と、それが組合としては政党に結びつかないでその組合員の各々が如何なる政党を支持するかについてまったく自由に行っている場合とがあるが、前者の場合と後者との場合とでは労働組合がストライキによってその目的を達成する可能性が大きく異なっている。というのは賃金の引上げその他の労働条件の改善の目的を達成することについては労働組合員の間に見解の不一致はあり得ないと思われるのに反して、如何なる政党を支持するかについてはすべての組合員の見解が必ずしも一致しているとは限っていないからである。そこで如何なる政党を支持するかについて組合員の間で見解が大きく分かれている場合に労働組合が組合員の政党支持の自由を認めないで特定の政党を支持す

ることをその組合員のすべてに直接または間接に強要すると、そのためにその組合員のその支持することを強要されている政党を実際に支持している者と他の政党を支持している者との間に対立が生ずることになるか、

またはその支持することを強要されている政党とは別の政党を支持している者があり得る。この場合には労働組合員の間この対立のために組合員の間の団結が弱くなることになるかまたは一産業または一企業の中になくとも二つの労働組合が並存することになるので、このように特定の政党を支持することを労働組合がその組合員に強要することが労働組合がストライキによってその目的を達成することにとって不利であることは言うまでもない。それに反して労働組合が組合としてその組合員に特定の政党を支持することを強要することをしないで組合員の各々が如何なる政党を支持するかについてはまったく干渉しない場合には、組合員が各自如何なる政党を支持しているかにまったく拘わらず賃金の引上げその他の労働条件の改善だけを目的にして団結することができることになるので、このように組合員の政党支持

(9) 労働組合賃金政策の効果

を自由にすることが労働組合がストライキによって賃金引上げの目的を達成することによって有利であることは明かである。

二

けれどもこれらの諸条件の下において労働組合がその賃金引上げの目的を達成することができたとしても、ただそれだけでは貨幣賃金が高くなることになるだけで労働者の生活水準を決定する実質賃金は必ずしもそれに応じて高くなることには限っていない。たとえば貨幣賃金が二倍になったとしてもそれと同時にそれに対応して生産性がまったく高くないでその二倍になった賃金で購入すべき生産物の量がまったく増加することにならない場合には、賃金が二倍に高くなった結果、一面において生産物の量がまったく増加することにならぬのに生産物に対する需要が賃金が高くなっただけ増加することになるので生産物の供給が不足することになる。同時に、他面において貨幣賃金が高くなったのに対応して生産費が賃金の高くなっただけ高くなることになるので、ただ物価が二倍に高くなることになるだけで貨幣賃

金が高くなったにも拘わらず実質賃金はまったく高くなることにはならないことになる。それに反して貨幣賃金が高まったく高くなっても生産性が二倍に高くなった場合には、一面において生産物に対する需要が高まったく多くならないのに生産物の生産量が二倍に増加することになって生産物の供給が過剰になることになると同時に、他面において生産性が二倍に高くなったのに応じて生産費がそれだけ低下することになるために、生産物の価格が低下することになるので貨幣賃金が高まったく高くなる価格が低下することになる。また貨幣賃金が二倍に高くなることも拘わらず実質賃金が二倍に高くなることになっても生産性が二倍よりもより多く高くなった場合には、一面において生産物に対する需要が生産物の供給に足りないことになると同時に、他面において生産性が二倍よりもより多く高くなったのに応じて生産費がそれだけ低下することになるために、生産物の価格がそれだけ低下することになるので実質賃金が貨幣賃金が高くなったよりもより多く高くなることには明らかである。貨幣賃金が二倍に高くなった場合に実質賃金も同様に二倍に高くなることにはただ生産性が同様

に二倍になって生産物に対する需要が二倍に増加すると同時に生産物の供給量が二倍に増加することになる場合だけである。

そこで貨幣賃金が高くなるのに応じて実質賃金が高くなるためには生産性の高くなったのに応じて貨幣賃金を高くするかまたは貨幣賃金を高くするのに応じて生産性が高くなることにならなくてはならないと一般に言われている。けれどもそれだけでは貨幣賃金が高くなるのに応じてそれと等しい比率で実質賃金が高くなるにはなお充分ではない。というのは貨幣賃金で労働者が買うものは生産物一般ではなくて一般に「賃金財」とよばれているものであるからである。たとえば工作機械の生産において生産性が高くなって労働者一人あたりの生産量が二倍に増加したときに当該の産業の労働者の貨幣賃金を二倍に高くした場合にはたしかに工作機械の生産費は高くなることにならないと思われる。しかしその高くなった貨幣賃金で労働者が買うものは言うまでもなく工作機械のような一般に「生産財」とよばれているものではなくてかれらの生活すなわち衣食住のために必要な財貨、一般に「消費財」またはとくに「賃金財」とよばれてい

るものであるので、それらの「賃金財」の生産量が貨幣賃金の高くなるのに対応して増加することにならないと、貨幣賃金の高くなったことにもとづいて「賃金財」に対する需要が多くなっているのにその生産量がそれに対応して増加することにならないためにその供給が不足することになって、そのために「賃金財」とよばれているものの価格が高くなることになるので貨幣賃金は二倍に高くなっても実質賃金は高くなることにはならないことになる。

そこで貨幣賃金の高くなるのに応じて実質賃金が高くなるためには生産物一般ではなくて「賃金財」の生産量が貨幣賃金の高くなるのに応じて増加しなくてはならないということになる。けれどもこれだけでもなお貨幣賃金が高くなるのに応じて実質賃金が高くなることになるには充分ではない。というのはわが国を初めとして西独、英国などのようにそれらの「消費財」または「賃金財」を生産するのに必要な原料のほとんどすべては大きい部分を外国から輸入しなくてはならない国では、言うまでもなくそれらの原料を輸入するためにそれに対応した量の財貨を輸出しなくてはならないが、貨幣賃金

(11) 労働組合賃金政策の効果

が高くなつてそのために財貨の生産費と価格とが高くなることになると、たとえ貨幣賃金の高くなるのに応じて財貨の生産量が多くなるとしても、諸外国の財貨と競争してそれを充分に輸出することができないことになるために貨幣賃金が高くなるのに対応して「消費財」または「賃金財」の生産量を多くするのに必要なだけの原料を輸入することができないことになるからである。この場合には「消費財」または「賃金財」の生産量を多くするのに必要なだけの原料を輸入することができないことになつて、そのために貨幣賃金が高くなるのに対応するだけは「消費財」または「賃金財」の生産量を増加することができないことになるので、「消費財」または「賃金財」の価格が高くなることになつてそのために貨幣賃金は高くなつても実質賃金は高くなることにならないだけではない。場合によると貨幣賃金が高くなるよりも、大きい程度「消費財」または「賃金財」の価格が高くなることになつて、そのために貨幣賃金が高くなつていゝにも拘わらず実質賃金は却つて低下することになることさえあり得る。そこで貨幣賃金を高くするのに応じて実質賃金が高くなることには貨幣賃金を高くするの

に依つてその生産量を多くしなくてはならない「消費財」または「賃金財」の原料の輸入をすることができただけその対価として輸出される財貨の生産費が充分に低いものにならなくてはならないということになる。

三

ところが労働組合の賃金引上げの努力が成功して貨幣賃金が高くなつても企業者がそれによつて刺戟されて生産性を高くすることに努めることになるので生産費が高くなることにはならないと主張する説がある。たとえば米国の製造業者ウイリアムスのはかれの一九三七年刊の『高賃金と繁栄』と題した著書の中で次のように説いている。

「賃金の高いことがどこでも機械を採用するのに先立つて必要な条件であるように思われる。機械を使用した結果生産性が増大することになると賃金を高くすることができることになる。しかし充分に背理ではあるが、産業の管理者が機械を設置することを考えることになる前に初めに賃金が高くなつていゝことが必要であるように思われる。吾々の工場では過去一五年の間に賃金が二倍

よりもより多くなつた事実にも拘わらず吾々の製造費は今ではこの期間の初めの時のそれよりも實際により低くなつてゐる。戦争のために賃金を高くせざるを得なかつたが、そのために手によって行なわれていた仕事に機械が使用されることになつたことによつて製造費が低下した。暫く前に賃金増額のこの予期しなかつた結果について考へてゐる間に吾々の賃金が二倍になつたらどうなるだらうかという考へが起つた。私はこの考へに著しく興味を持つたので吾々の工場の中のすべての製造作業を注意深く詳細に検討したが、吾々の賃金率が数年の間に二倍になつたならば吾々の製造費は今よりもより低くなるだらうとまったく確信してゐる。」

労働組合の賃金引上げの努力が成功して賃金が高くなつた場合にそれにとづいて生産費の高くなることを防止するために企業者が経営の合理化を行なつて生産性を高くすることになることのあることはたしかに疑うことができない。けれども賃金が労働組合の努力によつて人為的に高くされた場合に必ずしも常にこのような効果が生ずることになるとは限つてゐない。というのはその賃金の引上げの行なわれた産業または企業の生産物に何か

の事情にもとづいて独占性がある場合には企業者はその賃金引上げにもとづく生産費増加分をかれの生産物の価格に転嫁することができるが、このように賃金引上げにもとづく生産費増加分をかれの生産物の価格に転嫁することができない場合には、企業者は賃金引上げにもとづく生産費の増加を防止するために経営の合理化を行なつて生産性を高くすることよりもむしろかれの価格に転嫁することの方を択ぶことになると思はれるからである。この場合にはこの転嫁が完成消費財について行なわれる場合にはその賃金の引上げの行なわれなかつた他の労働者を含めてその生産物の消費者の負担で、またこの転嫁が原料または生産財の価格に行なわれる場合にはその原料または生産財を使用して生産する労働者を含めて生産者の負担で賃金が引上げられることになるので賃金を高くする労働組合の努力が成功しても生産性の向上が促進されることにはならない。

またたとえ労働組合の賃金引上げの努力が成功したことによつて賃金が高くなつたことにもとづく生産費増加分をこのように生産物の価格に転嫁することができないために企業者がこの生産費増加分を相殺する目的で経営

(13) 労働組合資金政策の効果

の合理化を行なって生産性の向上に努めることになるとしても経営の合理化によって生産性を高くする可能性はけっして無限ではない。

生産性の向上が経済的に有利に行なわれるためにはその生産物に対する需要が大量斉一で安定して長期にわたるものでなくてはならない。というのはその生産物に対する需要が大量でないかまたは大量であっても斉一でなくて雑多である場合には機械、装置などの生産設備をより多く使用していわゆる「大量生産の利益」を実現することによって生産性を経済的に有利に高くすることができないことは言うまでもないが、その生産物に対する需要が大量斉一であっても安定していないで変動しやすきものであるかまたは長期にわたらない短期のものであると、生産性を高くするためにより多く使用される機械、装置などの生産設備が常時充分に使用されることにならないでしばしば遊休することになるかまたはそれらのものの耐用年限に達しない間に使用されないことになるので、それらのものをより多く使用すると生産費が却ってより高くなることになるからである。そこでその産業または企業の生産物に対する需要が大量斉一でないか

または安定していないかもしくは長期にわたるものではない場合にはいわゆる「大量生産の利益」を実現して生産性を経済的に有利に高くすることのできる余地が著しく限られていることになる。

またその産業または企業の生産物に対する需要が大量斉一で安定して長期にわたるものである場合にも経営の合理化を行なって生産性を高くする可能性はけっして無限ではない。生産性を高くする方法には大きく分けて既存の資本の利用を改善する方法と追加資本を投下する方法とがあつて、前者の方法に属するものには経営作業組織の改善、生産諸要素の結合の合目的化、生産設備の使用効率の向上などがあるのに対して、後者の方法に属するものには人間の労働に代えて機械その他の生産設備を使用する方法と古い機械その他の生産設備に代えて新しいより進歩したそれを使用する方法とがあるが、これらの方法を行なう可能性には明らかに限界がある。というのは前者の方法の場合には企業者の個人の極大の能力と既存の経営作業組織の行ない得る最善の改善とによつて、後者の方法の場合には投下資本を調達する可能性と現在の水準の技術によつて達成し得る技術の進歩とに

よって限られているからである。

しかし労働組合の賃金引上げの努力が成功することによって賃金が高くなることが生産性の向上に及ぼす効果については、労働組合の賃金引上げの努力が成功して賃金が高くなると、このように企業者がそれによって刺戟されて経営の合理化が促進されることになることによつてではなくて、それによつて財貨に対する需要が大量の一のものになることを通じて大量生産を助長することによつて生産性が高くなることになると主張する説がある。

この説によると、「賃金が高くなるとまったく現在の消費のために用意されている財貨の内部の需要転移だけが行なわれることになる」と想定すると、その場合にはこの転移が行なわれると経済社会の現在の所得排列では何かの形で消費財に対する需要が齊一化することになる。すなわち賃金の増額に対して支出される額を個々の場合にその高くなった賃金よりもより高い所得を得ている所得取得者が負担せざるを得ないことになる。前提してよい方向に齊一化することになるが、この前提条件は賃金の増額が企業者の消費資金から供給される場合に常に存

在することになる。最終消費のために用意されている所得または所得部分が均等になると消費財に対する需要が必ず齊一になるというのは人間の基本の欲求が大きい程度不変で比較的大きく齊一であるからである。衣食住に対する欲求はあらゆる人間にあるが、個々の所得取得者の所得がより、少いほど一般に大量に等しい最低欲求を充たすために使用される財貨にかれの需要をそれだけより多く向けざるを得ない。一定の所得限界を超えた場合に初めて必要な在来の程度を超えた個別の欲求を充たすために使用し得る購買力の部分が解放されることになる。そこで賃金が高くなって一般に所得が均等化することになることは消費財に対する需要が齊一化して差異が少くなる結果国民経済の生産が齊一化することと同じことであるので、賃金が高くなると一般に大量生産が増大することになって——転移が最終消費のために用意されている需要の内部だけで行なわれるとすると——より高い所得の取得者の個別の希望をより多く顧慮している贅沢品の生産が少くなることになる。ところが大量生産の場合には個別生産の場合よりもすべての現在の生産予備をより多く利用することも原料の損失を少くすることも

(15) 労働組合賃金政策の効果

できるので生産されるべき単位の多くなるのにつれて生産物単位あたりの生産費が少くなる。そこで賃銀が高くになるとこのようにして国民経済の生産費が低減することになると思われる。

このように総需要の内部で転移が行なわれると大量生産が拡大することになって国民経済の生産費が低減することになると考えることが正しいとすると、この事実は生産性が高くなってそのために結局はまた総需要もまた増加することになることと同じことである。大量生産の場合には生産物一単位あたりの実質費用の意味の費用が個別生産の場合よりも少ないので大量財に対する需要が増加する方向に需要が転移すると所与の実質費用でそれと等しい実質費用を以て生産される個別財よりもより高い総価値を示す財貨が生産されることになる。そこで購買力がこのように転移するにつにはまた購買力が増大することにもなる。賃金の高くなることによって生み出されるかかる追加購買力が国民経済の中の如何なる個所で実現されることになるかは一般的には言われな

ない。それはまず生産費節減の形で出現するので需要される有量財の生産を行なっている企業者に帰属することに

なる。それは追加企業者利益としてそこにとどまっているかまたは売価を引下げることになることもあり得れば、さらにまた所与の場合には賃金をさらに高くすることに費されることになることもあり得る。このようにしてたとえば消費財に対する総需要の内部の転移だけでもとづいて賃金が高くなるとそのために他のどこかで蓄積または現在の消費が減少することになることなしに企業者の利益が多くなるために蓄積もまた増加することになる場合も考え得る。さらに最初に企業者の利益が増加することになったために大量財の売価が後になって低下することになるとこの財貨の消費者のすべてが追加購買力を得ることになるので、この場合には他の側で蓄積が減少することなしに消費が増加することになる。」

この説が想定しているように賃労働組合の賃金引上げの努力が成功したことにともづく賃金増額分が企業者の消費資金から供給されてその結果消費財に対する購買力が所得のより高い企業者から所得のより低い労働者に転移した場合に、大量生産がそれに応じてより大規模に行なわれることになってそのたに生産性が高くなつて生産費が低下することになることはたしかに疑うことができ

ない。生産性の向上が経済的に有利に行なわれるためには生産物に対する需要が大量斉一で安定していて長期にわたるものでなくてはならないことはすでに指摘した。ところが一般に所得がより、高くなるほど必需品に代って贅沢品または準贅沢品がそれだけより、多く需要されることになると考えられるが、必需品に対する需要は言うまでもなく贅沢品または準贅沢品に対するそれよりもより、大量斉一でより、安定していてより、永続的であるので、ここに想定しているように賃金の引上げにもとづく賃金増額分が所得のより、高い企業者の消費資金から供給されてその結果消費財に対する購買力が所得のより、高い企業者から所得のより、低い労働者に転移した場合に「大量生産の利益」がそれだけより、多く実現されることになって生産性が高くなって生産費が低下することになることは明らかである。

けれども労働組合の努力によって賃金を高くすることは必ずしも常にこのような効果を生ずることになるとは限っていない。この説は労働組合の力による賃金の引上げにもとづく賃金増額分が所得のより、高い企業者の消費資金から供給されてその結果消費財に対する購買力が所

得のより、高い企業者から所得のより、低い労働者に転移することになることを前提している。賃金が労働組合の力によって高くされて消費財に対する購買力が企業者のそれに對比して相対的により、高くなった場合に消費財に対する購買力が所得のより、高い企業者からそのより、低い労働者に転移することはたしかに真実である。けれどもこのことは労働組合の力によってすべての労働者の賃金が一様に高くされた場合にだけしか真実ではない。労働者の中の一部分の者だけの賃金が労働組合の力によって高くされた場合——これが通例である——にはその部分の労働者の消費財に対する購買力がただ企業者のそれに對比してだけではなくてまたそれと同時に賃金の高くなることにならなかつた他の労働者のそれと相対的に高くなることになるので、消費財に対する購買力がただ所得のより、高い企業者からだけではなくしてまたそれと同時に賃金の高くなるかつた他の労働者からも労働組合の力によって賃金が高くされた労働者に転移することになるが、このように賃金が同時に高くなるかつた労働者から消費財に対する購買力が転移する場合には、ただその限りにおいて消費財に対する購買力が所得のより、高い者

(17) 労働組合賃金政策の効果

から所得のより低い者に転移することにならないだけではない、またしばしば所得のより低い労働者から所得のより高い労働者に転移することになることがある。

一般に如何なる国でも大企業と中小企業との間にもまた産業と産業との間にも賃金の較差があるだけではなくて、また一般に独占性のある産業のとくに大企業では賃金を労働組合の力によって高くすることにもとづく賃金増額分をその生産物の価格に容易しく転嫁することができるために独占性のない産業または中小企業におけるよりもより容易しく賃金を高くすることができることは

よく知られている。そこでこのように賃金のより高い産業の大企業の労働者の賃金が労働組合の力によって高くされた場合には消費財に対する購買力が所得のより低い産業または中小企業の労働者に転移することになるので、消費財に対する需要が却ってより不斉一のより不安定なより短期のものになって生産性を高くして生産費を低下する効果を生ずることにならない。却って反対の効果を生ずることになる。

(一橋大学教授)